(2)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)・(ii)　(略)

(iii)　事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画（以下この(2)において「制度導入・適用計画」という。）を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv)～(vii)　(略)

(3)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)・(ii)　(略)

(iii)　事業内職業能力開発計画をその雇用する労働者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画（以下この(3)において「制度導入・適用計画」という。）を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv)～(vii)　(略)

二　次のイからチまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イ(1)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　人材育成訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに人材育成訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の六十（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主又は労働協約若しくは就業規則に定めるところにより、職務に関連した専門的な知識若しくは技能を習得したと認める労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した事業主（以下この項及び附則第三十四条第二項において「その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主」という。）にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該人材育成訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の人材育成訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　その雇用する有期契約労働者等に対して、人材育成訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該有期契約労働者等一人につき、千二百時間（当該有期契約労働者等に専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）を限度とする。）に三百八十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

(2)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)・(ii)　(略)

(iii)　事業内職業能力開発計画をその雇用する被保険者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画（以下この(2)において「制度導入・適用計画」という。）を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv)～(vii)　(略)

(3)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)・(ii)　(略)

(iii)　事業内職業能力開発計画をその雇用する被保険者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(i)の措置に係る計画（以下この(3)において「制度導入・適用計画」という。）を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知したものであること。

(iv)～(vii)　(略)

二　次のイからニまでに掲げる事業主又は事業主団体等の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主又は事業主団体等　次に掲げる額の合計額

(1)　一般訓練（当該事業主又は事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに一般訓練（当該事業主又は事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）の額（その額が、当該一般訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円

(iii)　二百時間以上　二十万円

(2)　その雇用する被保険者に対して、一般訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。）に三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）を乗じて得た額